

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
2月18日
(火曜日)

目次

○告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課).....二
- 救急病院の認定(地域医療推進室).....三
- 道路の区域の変更(道路整備課).....四
- 道路の供用の開始(道路整備課).....四
- 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

山口県告示第六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則



名 医	療 所	機 在 地	休 止 年 月 日
池田医院	宇部市大字東須恵三二六九の一	〃	平成二五、八、一四
増生内科外科医院	山陽小野田市大字増生一八四八の三	〃	五、一

山口県告示第六十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

名 医	療 所	機 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
さきもと歯科クリニツク	岩国市山手町二丁目二番一六号	〃	平成二五、七、三一

山口県告示第六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

居 宅 介 護 事 業 者 氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 名 称	所 在 地	事 業 の 種 類	廃 止 年 月 日
有限会社渡辺薬局	岩国市今津町四丁目三番二号	有限会社渡辺薬局在宅ケアサービス	岩国市麻里布町五丁目三番八号	訪問介護	平成二六、二、一
株式会社保健企画	宇部市五十目山町一五番二号	みつば薬局	山陽小野田市掃山一丁目三番七号	居宅療養管理指導	一、三一

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業名	事業所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社保健企画	宇部市五十目山町一五番二	みつば薬局	山陽小野田市一丁目三番七号	介護予防居宅療養管理指導	平成二六、三一

山口県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業名	事業所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社ネクスト	広島市西区三滝町一四番一八号	ヘルパーステーションあおぞら	岩国市多田三丁目一〇四の四	訪問介護	平成二四、四、一
医療法人清仁会	山口市小郡下郷七五一の四	小郡訪問看護ステーション	山口市小郡下郷一三八一	訪問看護	平成二〇、〇、〇
医療法人竹内医院	周南市大字戸田二七八三	竹内医院	周南市大字戸田二七八三	訪問看護	平成二二、〇、〇
有限会社トツプ	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	居宅療養管理指導	〃 〃 〃
株式会社アーク	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
有限会社あんのメディアカル	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業名	事業所在地	事業の種類	指定年月日
養護老人ホーム長生園組合	山陽小野田市大字植生二一五六の二	養護老人ホーム長生園特定施設入居者生活介護	山陽小野田市大字植生二一五六の二	特定施設入居者生活介護	平成二五、七、〇
合同会社うさぎの介護用品店	宇部市東新川町六番四四号	合同会社うさぎの介護用品店	宇部市東新川町六番四四号	福祉用具貸与	〃 〃 〃
有限会社あんのメディアカル	山口市吉敷中東一丁目一番一	ハートホーム小郡脳活性化リハビリ	山口市小郡下郷二二二二の三	認知症対応型通所介護	平成二六、一、〇

山口県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業名	事業所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人社団青藍会	山口市吉敷中東一丁目一番一	青藍会在宅医療サポートホーム平川指定居宅介護支援事業所	山口市黒川七二九の二	〃 〃 〃	平成二六、一、〇
有限会社あんのメディアカル	〃 〃 〃	青藍会在宅医療サポートホーム小郡指定居宅介護支援事業所	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
株式会社きららケアサービス	岩国市岩国二丁目七番四号	きららケアプラ	岩国市岩国二丁目七番四号	〃 〃 〃	〃 〃 〃

山口県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業者		
合同会社つさぎの介護用品店	宇部市東新川町六番四四号	合同会社つさぎの介護用品店	宇部市東新川町六番四四号	平成二五、二一、一

山口県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
介護予防事業者		介護予防事業者			
医療法人清仁会	山口市小郡下郷七五の一の四	小郡訪問看護ステーション	山口市小郡下郷一三八一	介護予防訪問看護	平成二四、四、一
医療法人竹内医院	周南市大字戸田二七八三	竹内医院	周南市大字戸田二七八三	介護予防療養管理指導	平成一八、〇、〇
株式会社アクトス	大島郡周防大島町大字土居七六四の四	さくら薬局	大島郡周防大島町大字土居七六四の四	介護予防	平成二五、一、一
有限会社あんのメディカル	山口市吉敷中東一丁目一番一号	ハートホーム小郡デイサービスセンター	山口市小郡下郷二二二二の三	介護予防通所	平成二六、一、〇

合同会社つさぎの介護用品店	宇部市東新川町六番四四号	合同会社つさぎの介護用品店	宇部市東新川町六番四四号	介護予防福祉用具貸与	平成二五、二、〇
---------------	--------------	---------------	--------------	------------	----------

有限会社あんのメディカル	山口市吉敷中東一丁目一番一号	ハートホーム小郡脳活性化リハビリ	山口市小郡下郷二二二二の三	介護予防認知症対応型通所介護	平成二六、一、〇
--------------	----------------	------------------	---------------	----------------	----------

山口県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業者		
合同会社つさぎの介護用品店	宇部市東新川町六番四四号	合同会社つさぎの介護用品店	宇部市東新川町六番四四号	平成二五、二、一

山口県告示第六十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

名称	所在地	認定が効力を有する期限
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会山口総合病院	山口市緑町二番二一號	平成二九、一、三一
総合病院山口赤十字病院	八幡馬場五三の一	〃

医療法人社団水生会柴田病院	〃	大内矢田三八五	〃	〃	〃
医療法人社団曙会佐々木外科病院	〃	泉都町九番一三号	〃	〃	〃
山口県厚生農業協同組合連合会小郡第一総合病院	〃	小郡下郷八六二の三	〃	〃	〃
医療法人清仁会林病院	〃	七五一の四	〃	〃	〃
医療法人社団向陽会阿知須同仁病院	〃	阿知須四二四一の四	〃	〃	〃
医療法人協愛会阿知須共立病院	〃	四一七の一	〃	〃	〃
医療法人神徳会三田尻病院	〃	防府市お茶屋町三番二七号	〃	〃	〃
医療法人博愛会山口博愛病院	〃	二番二二号	〃	〃	〃
医療法人社団松友会松本外科病院	〃	天神二丁目一番四四号	〃	〃	〃
医療法人康淳会緑町三祐病院	〃	緑町一丁目五番一九号	〃	〃	〃

山口県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 藤部 秀則

道路の種類 県道
路線名 西岐波吉見線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
宇部市大字吉見字中ノ瀬二七四四の三 地先から	旧	最狭 三・四・八	三三九・二	

同市 同大字字平田一九九九の一地 先まで	新	最狭 一一・八〇	三三四・四	道路改良工事の 完了による。
-------------------------	---	-------------	-------	-------------------

山口県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県道 西岐波吉見線	宇部市大字吉見字中ノ瀬二七四四の三 地先から 同市 同大字字平田一九九九の一地先まで	平成二十六年二月十九日



(四九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年三月三十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ディスプレイ豆たん

代表者の氏名 竹原美津子
主たる事務所の所在地 下関市古屋町二丁目四番八号

(五〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十月四日山口県公告(三四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年二月十八日から同年三月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ジュンテンドー新菊川店

所在地 下関市菊川町大字田部四八三の一

二 意見の概要

交通に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(五一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十月四日山口県公告(三四七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年二月十八日から同年三月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トミーズタウン新下関

所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年二月十八日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 開発区域に含まれる地域の名称

美祢市大嶺町奥分字沖田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

美祢市大嶺町奥分三〇七一番地の二

有限会社そのだ工芸

平成二十六年二月十八日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁